

## 保証制度のポイント

# 優良ランク保証Ⅲ(ファイン1000)

### 1 保証対象者

財務内容が健全な個人事業主であり、かつ申込金融機関が支援する先

### 2 資格要件

#### ↑ ココをチェック!!

優良ランク保証シリーズの第3弾(※通常の保証料率より0.15%優遇されています)

県内に事業所を有し、保証対象業種に属する個人事業主であって、以下の要件を満たす方

- (1)創業後3年以上同一事業を継続して営んでいること
- (2)原則として、申込金融機関と与信取引が1年以上あること
- (3)次の全てに該当する方

- ①青色申告者であり、且つ貸借対照表を作成している
- ②直近の申告における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した当協会の保証料率区分が「第5区分」以上(スコアリングが64点以上)であること

### 3 保証限度額

1,000万円

### 4 資金用途

運転資金

#### ↑ ココをチェック!!

短期資金(手貸恒常資金)の利用も可能です!

### 5 保証期間

15年以内(ただし、一括返済の場合は1年以内)

#### ↑ ココをチェック!!

最長15年の超長期保証が利用できます!

### 6 その他

※金融機関から当協会宛に、本商品の申込取扱いについて、所定の「事前照会書」による事前照会が必要です。

※当該申込人の経営にとって、有益となる場合に限ってプロパー資金の旧債振替を認めています。

## 〈優良ランク保証Ⅲ(ファイン1000)に係る事務処理フロー〉



- ①お客様に「ファイン1000」の利用意思があるかどうかを確認します。  
(※対象者は個人事業主のみです。)

②金融機関は、「事前照会書」を作成し、申込が可能かどうか等を信用保証協会に照会(FAX、持込、郵送)します。

※「保証料率区分」の判定が必要となりますので、必ず事前に当協会までご照会ください。

※資格要件を必ずチェックしてください。

③信用保証協会から、申込の諾否、保証料率、保証条件等を回答(FAX)します。

※金融機関のプロパー資金の「旧債振替」を伴う場合には、既存債権の確認資料(取引明細書等)を同時に提出していただきます。なお、正式申込時に下記申請書に原契約書(写)を添付して提出してください。

④事前照会の回答を受けた金融機関は、「事前照会回答書(写)」を添付のうえ、正式に信用保証協会に保証依頼を行います。

※照会回答から30日以内に保証申込がない場合は、回答は無効となります。

⑤信用保証協会は、簡易審査により迅速な保証承諾に努めます。

⑥保証承諾を受けた金融機関から融資実行されます。

## 【事前照会・回答書の様式】

(注1) 手貸恒常資金としての利用も可能ですが、資格要件を欠くことになった場合は、「更新」は認められないので、ご留意ください。なお、この場合には完済するか一般保証等で分割返済へ借換（または条件変更手続き）する必要があります。

## 【旧債振替の申請書】

(株式会社) 金澤樹園		年月日							
本支店 御申		(略名)							
<p align="center"><b>事前開会回答書</b>  <b>(ファイン1000)</b></p>									
<p align="right">受取用印用捺印済会          事・支所          代表          10.1          FAX:</p>									
<p align="center">申合せ用紙</p>									
<table border="1"> <tr> <td>申合せ用紙</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>申込人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売名</td> <td>販売ランク認証用 売上金額</td> </tr> </table>				申合せ用紙	年月日	申込人		販売名	販売ランク認証用 売上金額
申合せ用紙	年月日								
申込人									
販売名	販売ランク認証用 売上金額								
<p>* 販売合意(かのん)の販売申込に関する事項開会につきまして、下記のとおり回答いたします。</p>									
<p align="center">是</p>									
<table border="1"> <tr> <td>申込者署名</td> <td>是/否</td> </tr> <tr> <td>申込者連絡</td> <td>申込料率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">販賣条件(販賣規約等)</td> </tr> </table>				申込者署名	是/否	申込者連絡	申込料率	販賣条件(販賣規約等)	
申込者署名	是/否								
申込者連絡	申込料率								
販賣条件(販賣規約等)									
<p align="center">(参考事項)</p>									
<p>1. 所有権登記は <b>2010年</b> 低税率申込がない場合は、即時は強制します。</p>									
<p>2. 所有権登記ができない場合で、かつて、販賣料、販賣金額等に係る取引ができない場合があります。</p>									
<p>3. ごくまれに、申込料率が付加料率(付加料率)には、払戻金を算出にて払戻請求、申込料率を適用する場合があります。</p>									

(注2)「旧債振替」は、当該申込人にとって有益となる場合であつて、当協会が特に認めた場合に限ります。